

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年10月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第3号中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)